

一橋大学 国際・公共政策大学院 公共政策セミナー I

**公共経営における社会的責任(CSR)のあり方
～CSRの概要と公的主体の経営について～
(※当日講義資料より一部抜粋)**

**株式会社 大和総研
資本市場調査部 環境・CSR調査課
横塚仁士
2011年4月28日**

1. はじめに（CSRが注目される背景）

1-A. 本日の講義の要約

1-B. CSRが注目される背景

2. 企業経営とCSR

2-A. CSRの定義

2-B. CSRに関する課題(ESG課題)と企業の対応

3. 投資の視点からCSRに注目する社会的責任投資(SRI)

4. 公共経営とCSRを考える

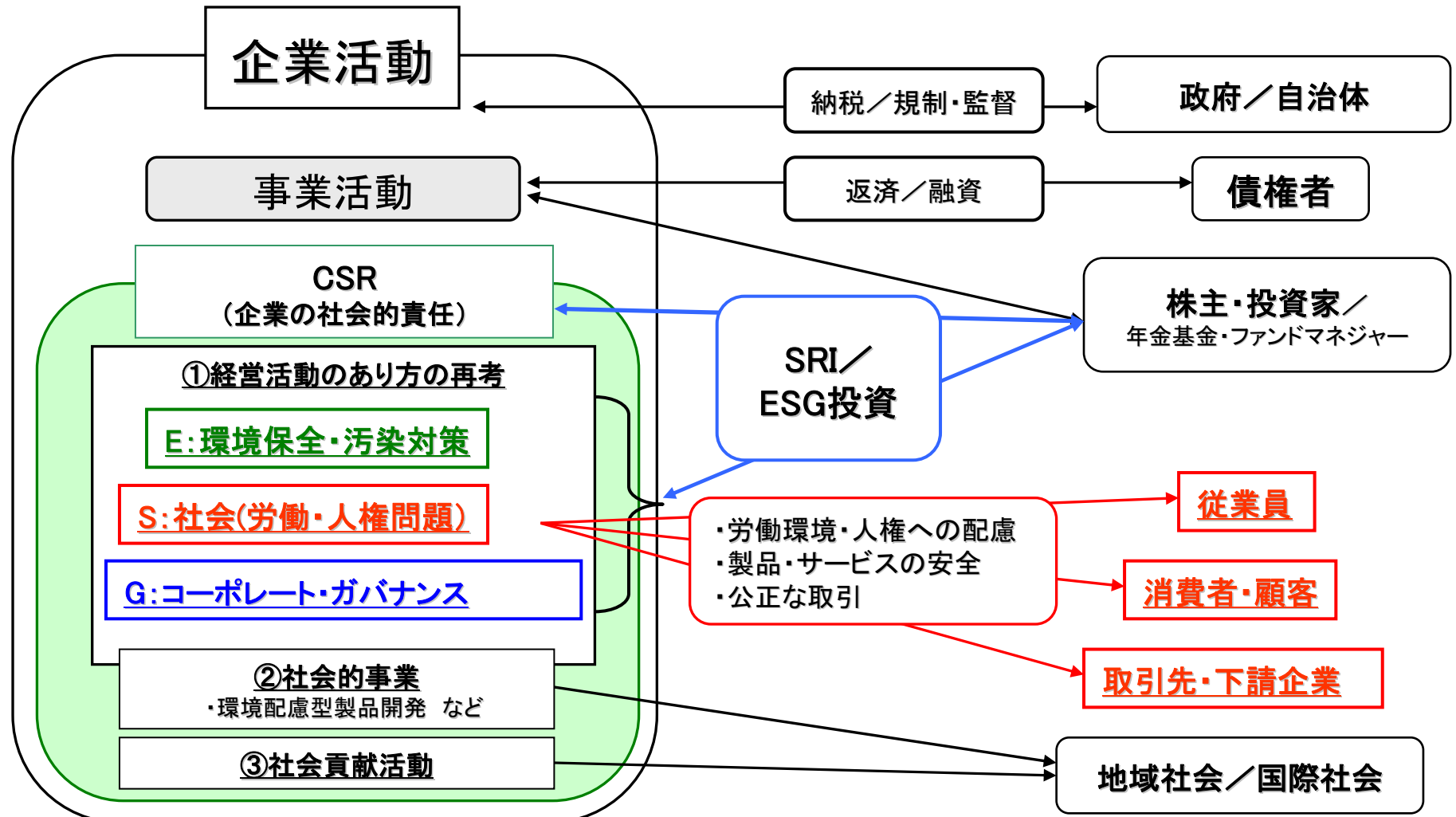
1. はじめに

企業活動とCSR

CSR: 事業活動による利益の獲得だけでなく、社会問題や環境問題にも適切な対応を行うことで企業の持続可能性を追求する活動

SRI(社会的責任投資): 労働・人権など社会問題、環境配慮、貧困解決など社会的課題に取り組んでいると考えられる企業への投資

ESG投資: SRIにおいて特に「環境・社会・ガバナンス(ESG)」に着目して行う投資



なぜ企業経営にCSRが求められるのか①

Environmental(環境問題)

- ・ 化石燃料の大量消費により生じる資源・エネルギー問題や地球温暖化問題、さらには水質汚染などの環境問題などにより地球の「持続可能性」の維持が課題に。
- ・ 世界各国のグリーン・ニューディール政策や水資源ビジネスなどビジネスチャンスという視点も。

Social(人権・労働など社会問題)

- ・ 労働構造の変化や仕事と家庭のバランスなどについての価値観の変化への対応が必要に。
- ・ 企業活動を人権の保障という観点から規制する必要が指摘される。
- ・ 「食の安全」問題などにより消費者意識が高まり、企業活動への注目が集まる。

Governance(企業統治)

- ・ 経営陣の多様化(diversification)や透明性の向上(環境報告書など)の充実を通じて、社会から期待される役割を果たすための企業内部の体制構築が求められる。

なぜ企業経営にCSRが求められるのか②

CSRサプライチェーンマネジメント(環境・社会)

- 経済のグローバル化の加速により、企業は国内だけでなく海外においても、人権配慮や労働慣行、環境汚染防止が求められる。
- 電機業界などを中心にCSR調達・グリーン調達の動きが広がる。

投資家・金融機関のESG投資・SRIへの関心の高まり

- 投融資においてESG要素を考慮する投資家や金融機関が着実に増加。
(SRIの拡大や環境格付け融資など)
- SRIは欧米を中心に拡大: 欧州5兆ユーロ(09年)・米国3兆ドル強(同)に。
- 責任投資原則(PRI)^(※)の署名機関は882機関に増加(総資産は22兆米ドル以上)。

(※) 国連環境計画金融イニシアティブ(UNEPFI)・国連グローバルコンパクトが共同で策定した原則で、「ESGに配慮した責任投資(RI)を行うこと」を謳ったもの

地球環境問題の社会・経済への影響

◎温室効果ガス(CO₂など)の排出による地球温暖化の進行

・世界の温室効果ガスの年間排出量の増加

⇒温室効果ガスの平均濃度は過去最高の
381.2ppm(2006年)に⁽¹⁾

⇒現在の企業活動が維持されれば、生態系に
深刻な影響を与え、後戻りできない事態に陥る

■ 森林の減少

(約8000年前に比べてすでに3分の2が消滅)⁽²⁾

■ 砂漠化の進行

(中国では国土面積の5分の1が砂漠化)⁽³⁾

■ 生態系の劇的变化

(約1万6,000種の動植物が絶滅の恐れ)⁽⁴⁾

⇒経済・社会の多くの面への影響が生じる

藻類の異常発生により深刻な汚染が進んでいる

中国江蘇省南部の太湖



(1)WMO (2)WWF、(3)中国の会議で公表、(4)IUCN(2006年)

(写真の出所)<http://www.aboluowang.com/news/data/200...448.html>

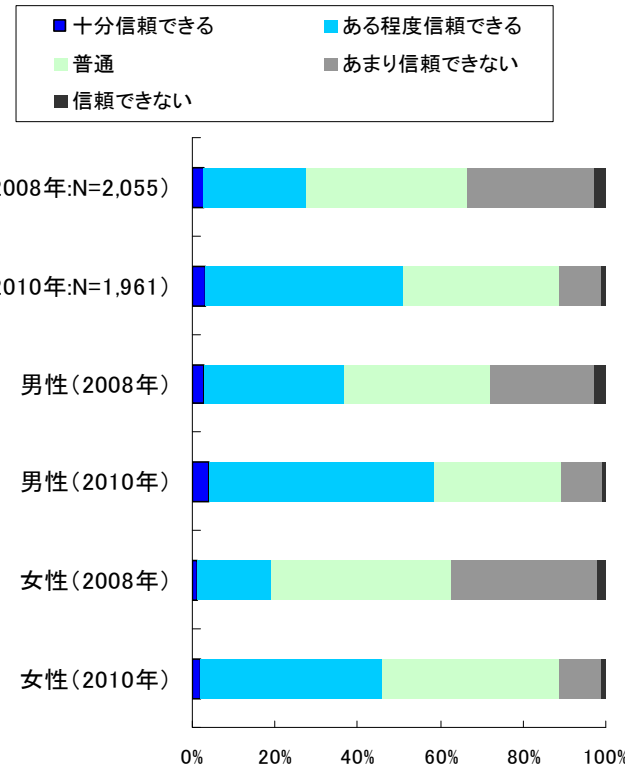
企業不祥事の発生と企業への信頼感の低下

- ・ 2000年代に入り、日本国内で企業不祥事が数多く報道され、高い関心を集める
- ・ 企業への信頼感が低下する中、多くの企業がコンプライアンス(法令遵守)やCSRへの取り組みを開始し、外部へのアピールを開始する
- ・ 企業の内外で「信頼」を失う行為は企業の様々なリスクに直結するという認識が広まる

近年に注目を集めた主な企業不祥事

- 1997年:大手証券会社による証券取引法違反
- 2000年:大手食品企業の食中毒事件
- 2002年:大手食品企業子会社の食肉産地偽装事件
- 2004年:大手自動車によるリコール騒動
- 同上 :企業による個人情報漏洩事件が続発
- 同上 :大手開発業者による有価証券報告書虚偽記載
- 2005年:航空会社の航空機トラブル続発
- 同上 :電鉄会社による脱線転覆事故
- 2007年:食の安全に関する事件(賞味期限改ざんなど)
- 2008年:派遣労働者への待遇問題、「名ばかり管理職」問題

企業に対する信頼度(全体・男女別)



(出所)財団法人経済広報センター「生活者の“企業観”に関する調査報告書」
(第11回・第13回)より引用。有効回答者数(2008年:2,055人、2010年:1,961人)

2. 企業経営とCSR

CSRの代表的な定義

- CSRは多くの研究機関や研究者、経済団体などにより様々に定義されている。
- 敢えて共通項を捉えると、短期的な利益の追求とは異なる側面から、企業のあり方を模索する考え方であると言える。
- トリプル・ボトムライン(後述)などの考え方も登場している。
- 2010年11月発行のCSRの国際規格である「**ISO 26000**」(後述)に多くの関心が寄せられる

■「CSRとは、責任ある行動が持続可能なビジネスの成功につながるという認識を持ち、社会や環境に関する問題意識をその事業活動や“ステークホルダー”との関係のなかに、自主的に取り入れていくための概念である」

(欧州委員会ホワイトペーパー(1))

■「企業活動において経済、環境、社会の側面を総合的に捉え、競争力の源泉とし、企業価値の向上につなげること」

((社)日本経済団体連合会「企業の社会的責任(CSR)推進にあたっての基本的考え方(2)」)

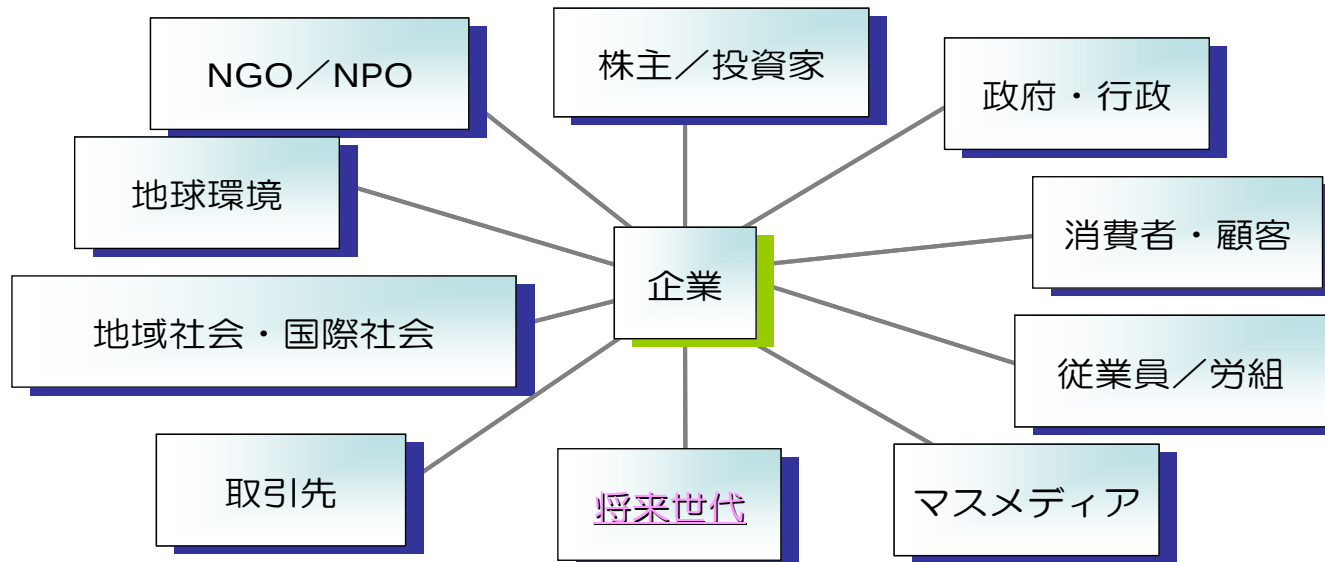
(出所) (1)経済産業省資料より引用

(2)社団法人日本経済団体連合会ウェブサイト(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/017.html>)より引用

多様化する「ステークホルダー」との関係をどのように再構築するか

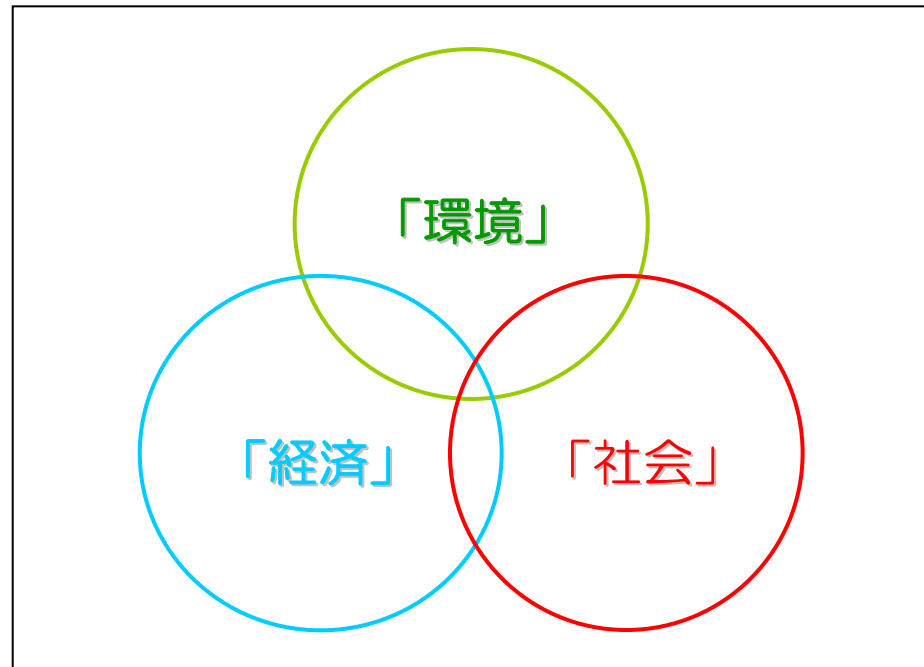
- 消費者／顧客－食の安全など信頼できる製品・サービス
- 従業員－労働環境の改善・雇用における多様性の確保
- 地域社会－法律・社会規範の遵守、社会貢献活動
- 取引先－国内外の下請け企業の適切な管理
- 国際社会－グローバル化による負の側面への対応
- 地球環境－地球温暖化・環境破壊の防止、資源問題など

⇒様々なステークホルダーとの対話を経営や事業活動に反映させることで、社会からの要請にいかに応え、社会的課題にどう積極的に取り組むかが問われている。



トリプル・ボトムラインによる企業活動評価の広がり

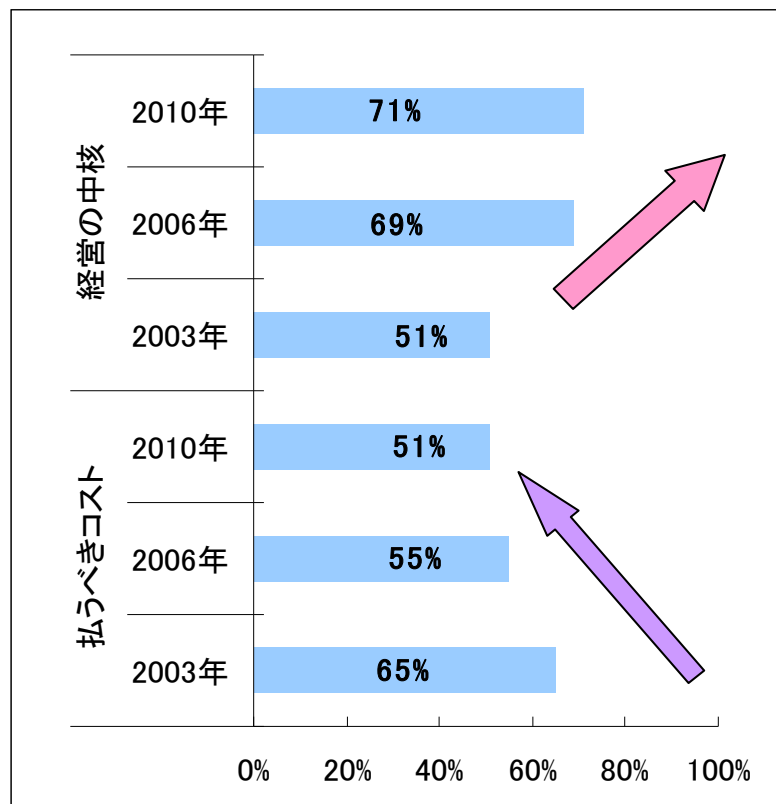
- ・ 「トリプルボトムライン」とは、企業活動を経済面(利益)のみならず社会面および環境面からも評価・分析する考え方
- ・ 決算書の最終行(ボトムライン)に収益、損失の最終結果を表すのと同様に、
人権配慮や労働環境改善、社会貢献(社会面)、
資源・エネルギーの節約や工業汚染対策(環境面)についても評価



CSRが企業経営に与える影響

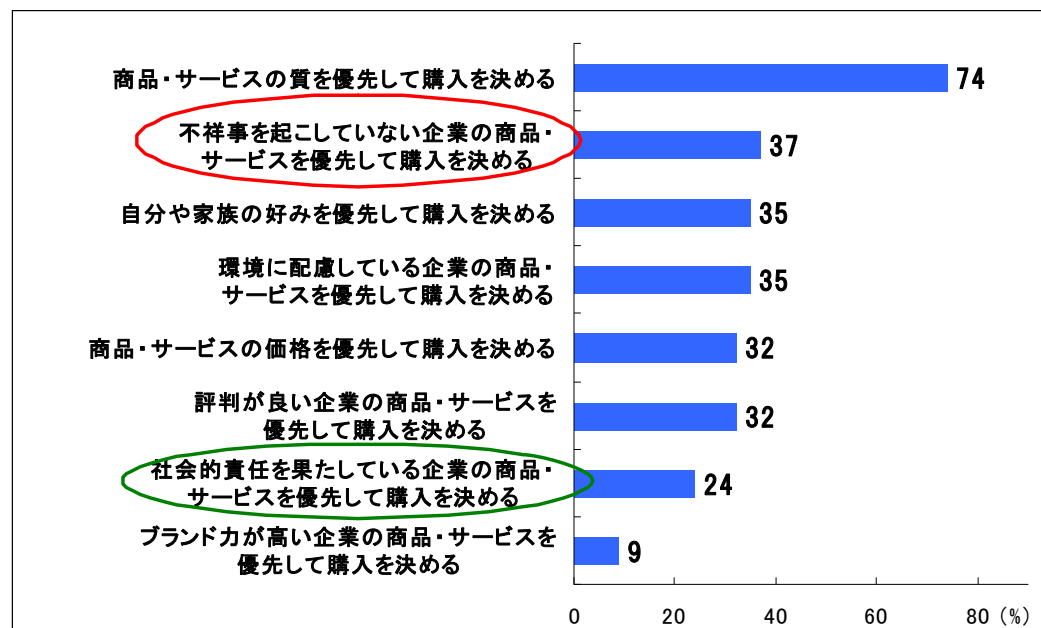
- ・ アンケート結果などによると、経営者や消費者のCSRに対する意識に変化が見られる。
- ・ 企業の不祥事やCSR活動が消費者の購買意識に影響を与える可能性が高まっている。
- ・ 最近はマスコミの報道やインターネットなどによる口コミ(ソーシャルメディアの利用など)をはじめ、企業への監視の目が徐々に厳しくなっている。

問: 貴社にとって、CSRはどのような意味を持っていますか？



(出所) (社)経済同友会「日本企業のCSR—進化の軌跡—」(2010年)
有効回答総数: 445社

問: 商品やサービスを購入する際に重視する内容



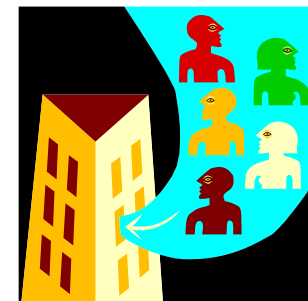
(出所) (財)経済広報センター「第11回生活者の“企業観”に関する調査報告書」(2008年)
有効回答総数: 2,055人(本調査項目は複数回答可)

企業経営とコーポレート・ガバナンス

■ CSRでは、コーポレートガバナンスを「企業がどのような経営を行っているかをステークホルダーが監視し、影響を与える仕組み」と考える

- ✓ 経営理念・方針の明確化
- ✓ 取締役・取締役会などガバナンス体制の整備
- ✓ 監査役会や役員評価・報酬のあり方の再考
- ✓ 株主とのコミュニケーション
- ✓ 情報開示(IR)と外部とのコミュニケーション
- ✓ グローバル規模でのグループ企業の体制見直し

・ ガバナンスは経営者行動を動機付け・規律を守らせるための意思決定システムであり、適切なガバナンスが事業活動や環境・社会分野の適切な対応を促進する



地球環境問題を巡る多様なリスクが温暖化の進展により更に深刻化

- ✓ 食糧生産(農業・漁業)への影響
 - ・農地の減少、旱魃や洪水などによる農作物の不足、海面変化での養殖地の減少
- ✓ 感染症など衛生・健康問題
 - ・マラリアやデング熱など感染症の発症地域の拡大
- ✓ 水資源の枯渇・不足
 - ・水供給の不足、水を巡る紛争の増加
- ✓ エネルギー源の見直し
 - ・省エネと化石燃料から再生可能エネルギーへのシフトが重要
- ✓ 生物多様性の崩壊

環境・資源問題への対応が生み出す巨大市場への期待も大きい

【中国】:07年に公表した再生可能エネルギー中長期発展計画では約30兆円の投資規模を想定するなど、再生可能エネルギー分野に多額の資金が投じられている。

【米国】:『グリーンニューディール』⇒スマートグリッドや再生可能エネルギー分野に総額15兆円規模を投資、数百万人規模の雇用創出を目指す。

【日本】:『新成長戦略(基本方針)』⇒FIT導入による再生可能エネルギーの普及拡大、住宅・オフィスのゼロエミッション化、革新的技術開発などで2020年までに50兆円超の新規市場、140万人の雇用を創出する狙い。

【欧州】:ドイツでは再生可能エネルギー分野に対して累計で約24兆円を投資、25万人の雇用創出を実現。

地球温暖化問題に関する世界的な枠組みと企業活動

■ 京都議定書

⇒2008年～2012年までの地球温暖化防止の枠組みで、12年までに先進国全体でCO₂などの温室効果ガスを5%(1990年比)削減する義務(日本は6%削減義務)。

⇨達成のための手段として、『京都メカニズム』(CDMや排出権取引など)が開発。

■ ポスト京都議定書

⇒2013年以降の温室効果ガス削減/温暖化防止の枠組み

・07年12月のCOP13の特別会議(AWG)では、
「2020年までに1990年比で25－40%の間に削減目標を定める」との共通認識が持たれた。

・09年12月のCOP15(コペンハーゲン会議)では
国際合意には至らず。

- ・野心的な削減目標を掲げた日本
- ・削減目標の設定に積極的な欧州
- ・交渉復帰を表明した米国
- ・「途上国の立場」を強調する新興市場国

国際合意には至らなかったものの、全世界で温暖化解決に向けた政策が相次いで実施されている

- ・ 各企業は温室効果ガスのために様々な取組みを展開している。
- ・ 原材料・エネルギー使用量の削減と再利用
- ・ 省エネまたは汚染物質の排出量の少ない設備への投資、よりクリーンな技術の開発と導入、市場への供給
- ・ CO₂や大気・水質汚染物質の排出管理(使用量または排出量の目標値の設定、現状の把握、削減活動)、関連情報の開示
- ・ エネルギーやCO₂、汚染物質などの排出量や管理を条件とする調達の実施(グリーン調達)

【環境投資】

【生産現場での改善活動】

【環境に配慮した市場調達】

【”見える化“の環境対策への適用】

**法令違反など社内外で「信頼」を失う行為は企業の様々なリスクに直結
⇒評判・名声低下リスクや業績への悪影響**

- ・ 競争関係(独占禁止法、不当取引、知的財産権保護など)
- ・ 消費者関係(欠陥商品の販売、誇大広告、PL法違反、個人情報漏えいなど)
- ・ 従業員関係(セクハラ・パワハラの防止、機密漏えいなど)
- ・ 環境分野(産業公害・環境汚染の防止、自然破壊の防止など)
- ・ 行政関係(脱税、贈収賄、虚偽報告など)

労働・人権問題の軽視は士気の低下や紛争による操業停止、ブランド価値の低下などのリスクに

- ✓ 低賃金・悪条件での労働環境の改善
- ✓ 強制労働／児童労働の禁止
- ✓ 採用／職場における差別の撤廃、セクシャルハラスメント／パワーハラスメントの禁止
- ✓ プライバシーの保護
- ✓ 労働者の「多様性」を重視した経営
- ✓ 労働者への人材教育の拡充

不祥事の発生防止、課題解決に取り組むことがリスク回避と企業価値の向上につながる

労働環境の変化を見据えた対応の重要性

- 女性を取り巻く労働環境は発展途上。
男女平等指標は134か国中94位(※)

⇒「女性の労働参加率」や
「同じ仕事の内容で得られる賃金」
などの指標は最低レベル
- 契約社員・派遣社員、外国人労働者の労働環境の是正の必要性。
- 「名ばかり管理職」など責任ばかりを問われる正社員。
- 長時間労働、サービス残業、賃金格差などが労働問題として注目されるようになった。

労働者の“人権”や“多様性”を重視し、多種多様な人材が活躍できる場を提供することも社会的責任の一つとして動向が注目されるようになった。

● 『ダイバーシティ』の重視

→異なる性別、年齢、人種から構成される労働者の
多様性を確保し、社員一人ひとりの潜在能力を向上。

- ・女性に限らず男性も含めた多様な人材の活性化(職種転換・管理職への登用など待遇の見直し)
- ・外国人や障がいを持った社員が働きやすい職場作り

⇒『ワークライフバランス』(仕事と生活の調和)

- ・家庭生活と両立しやすい職場環境の整備
- ・子育て、介護に従事しやすい「両立支援」制度の確立
- ・家庭事情による退職者への再雇用制度
- ・社員の就学支援(資格取得・自己啓発など)

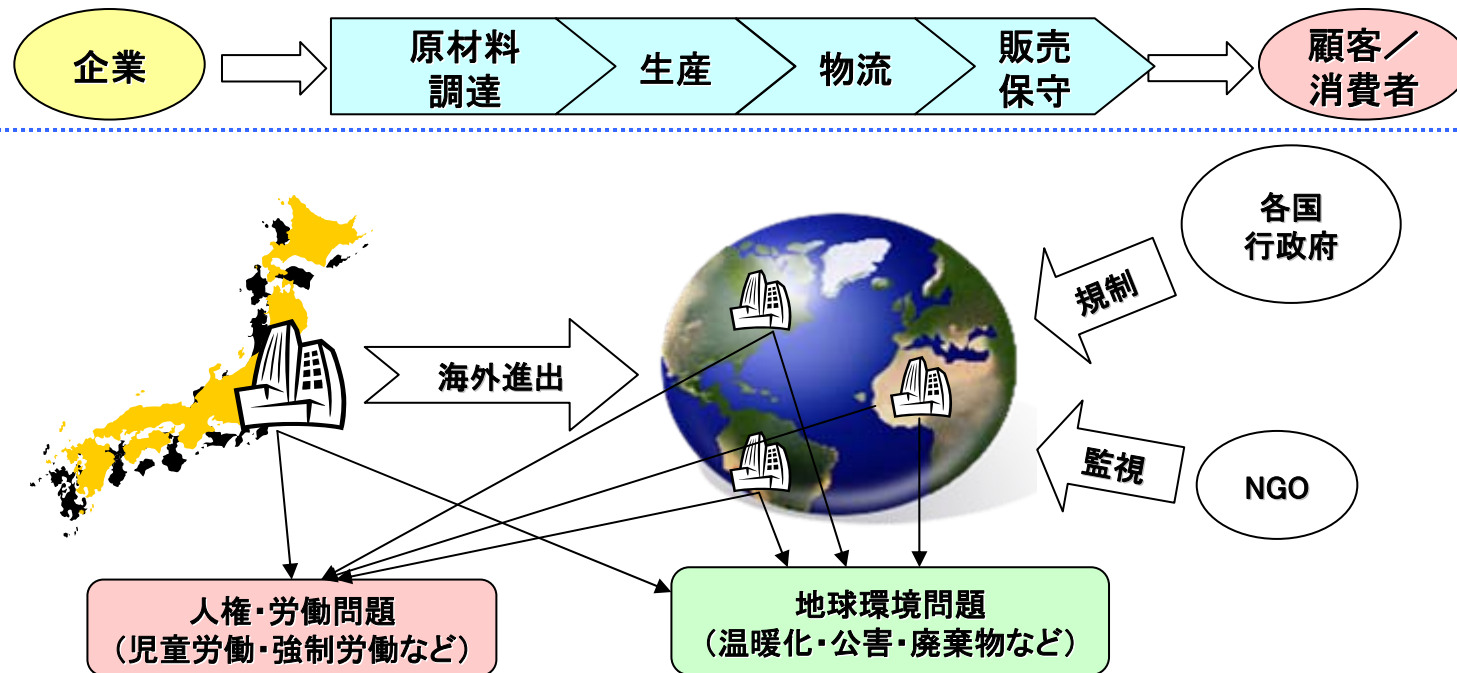
.... など

**多様性の重視、ワークライフバランスの
活用により社内が活性化**

(※)世界経済フォーラム作成の指標(2010年)

企業経営とサプライチェーン

- ・ 経済のグローバル化に伴い、企業は本国とは異なる文化・風習・社会情勢での問題に直面するケースが急増している。
- ・ 国内・海外双方での環境・労働・地域コミュニティとの共生など《サプライチェーン》の管理が不可欠になる
- ・ 投資家も近年、企業のサプライチェーンにおけるCSRに注目しはじめている。

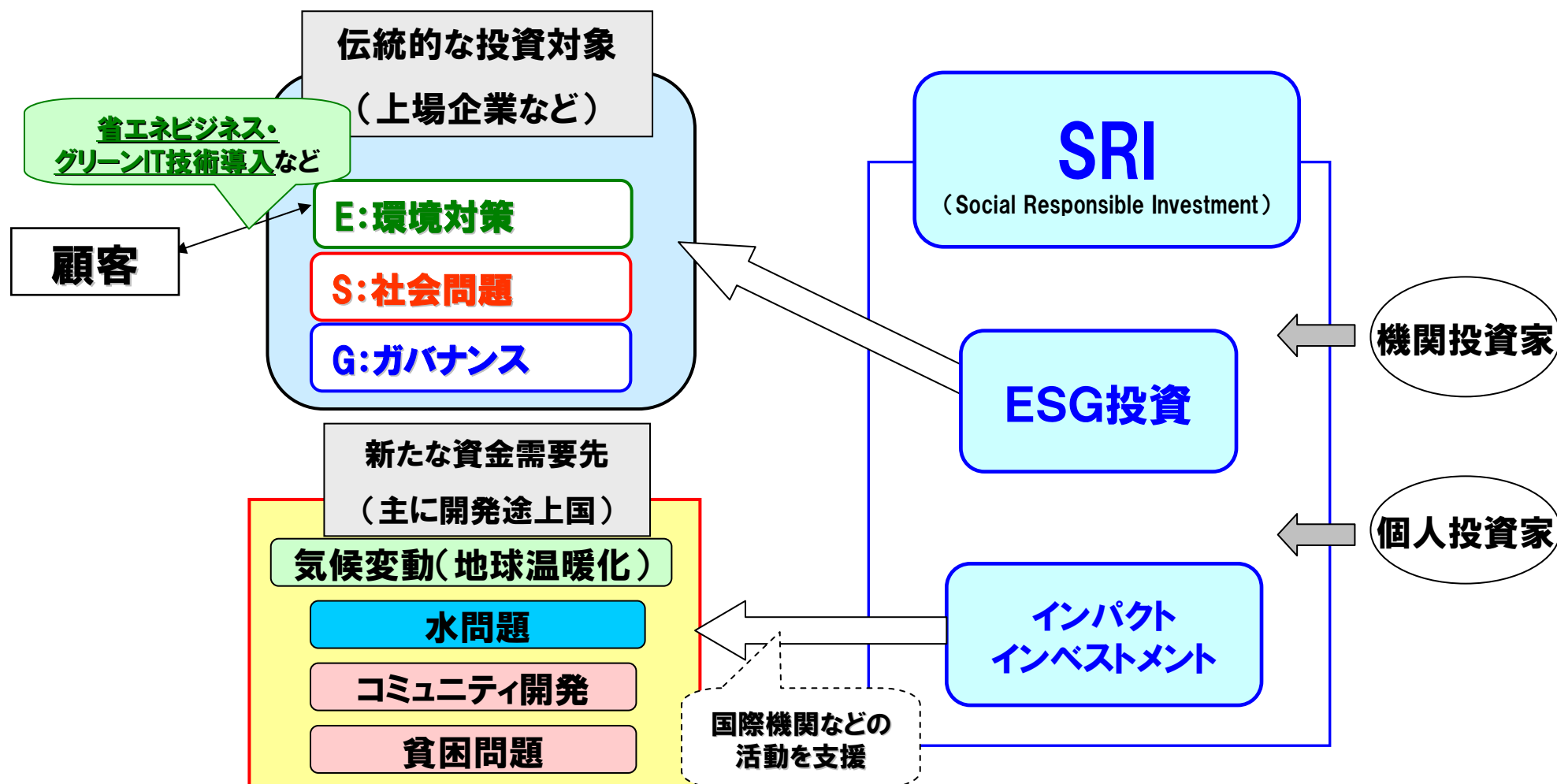


- 原材料・製品の調達は適法？（現地住民の侵害、汚職への関与、不当な取引）
- 生産現場での労働環境は？（違法労働／強制・児童労働・安全性の確保）
- 工場は環境破壊をしていないか？（汚染物質の排出・土壌汚染）

3. 投資の視点からCSRに注目する 社会的責任投資(SRI)

投資家側から見たSRIとESG投資

- 上場会社など事業会社の取り組みに注目し、事業リスクやビジネスチャンスの観点から投資を行う手法と、国際社会の抱える「社会的課題」の解決を目指して投資を行うものなど、近年SRIやESG投資の範囲・捉え方は広がっている。



SRIの定義と発展の歴史

SRI(社会的責任投資)の定義

- ①狭義: 投資対象を財務的評価に加えて、社会的・環境的評価も考慮して行う投資
⇒売上高や利益、資産・負債など損益や財政状況だけでなく、地域社会への貢献や労働条件、環境保護への取組みなどCSRの視点(投資側からはESG)を企業判断の材料とする投資
- ②広義: 社会性に配慮したお金の流れ
⇒「持続可能な社会」の構築に向けて、金融を手段として社会のために資源を再配分すること

1920年代～

⇒一部のキリスト教教会が資産運用の際にタバコやアルコールなど教義・価値観に反する銘柄を投資対象から排除

1960年代～

⇒アパルトヘイトやベトナム戦争への反対運動、消費者運動の高まりを受け、軍需産業の株式売却や株主運動が活発化

1990年代～現在

⇒地球環境問題への関心が世界的に高まったことを受け、環境問題解決に向けた投資が増加
⇒CSRという概念の普及開始に伴い、CSRを基準に企業を評価する動きが徐々に広がる

名称は時代や投資動機によって変化を続ける
SRI、倫理投資、Sustainable Investment、責任投資(RI)、ESG投資、インパクト投資など

SRI・ESG投資の手法

①スクリーニング投資: ポジティブ／ネガティブに大別される

ネガティブ・スクリーニング: 自らの価値観に合わせて設定した基準と適合しない企業を投資対象から意図的に排除する手法(宗教観によるタバコ・ギャンブル・アルコール産業の排除、環境汚染や人権侵害が明らかになった企業への投資の回避など)

ポジティブ・スクリーニング: 企業行動の社会的公正性や倫理、人権・労働面での取り組みや環境への配慮などについて評価の高い企業を選んで優先的に投資する手法(下表参照)

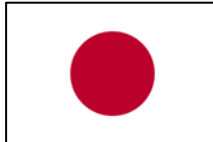
②株主行動: 株主としての立場から、経営者との対話、議決権行使、株主提案などを通じて企業に行動を促す行為

③コミュニティ投資: 地域の貧困層・低所得者の自立支援などのために行われる投融資

<u>ベスト・イン・クラス</u>	・1990年代ー2000年代に入り広がった投資手法 ・環境保護や労働問題・人権配慮などへの取組みが長期的な利益や企業の持続可能性に寄与するという理念に基づき誕生した手法 ・各産業セクター・業界においてESG課題への対応が優秀な企業を選ぶ投資
<u>インテグレーション</u>	・アナリストが環境や社会問題の視点を企業価値評価に組み込んで評価する手法 ・PRI(責任投資原則:後述)においても重要な原則の一つとされている ・財務分析に加えて、CO2排出量などの定量データと定性データを考慮した投資 ・アナリストやファンドマネジャーの資質、透明性の確保や説明責任などが課題

日米欧のSRI・ESG投資の概要

- ・ 欧米では年金基金中心にSRI市場が拡大。
- ・ 米国ではESG要素を考慮した投資と株主行動(エンゲージメント)が主流。
- ・ 日本では投資信託などの商品主導型の市場拡大が特徴的である。

	SRI・ESG投資の 資産総額	構成比	概要・特徴
米国	3.07兆米ドル (2009年末)	ソーシャル・スクリーニング (81.8%)、株主行動(48.7%)、 コミュニティ投資(1.2%) (一部重複)	●機関投資家によるSRI運用が66%を占め主流。 ●SRIは米国の総運用資産の12.2%を占める。 ●SRIの運用資産は1995年の6,400億米ドルから2009年末に3兆700億米ドルに増加。 
欧州	5兆ユーロ (2009年)	機関投資家の割合92%、 個人投資家の割合8%	●機関投資家によるSRI運用が9割を占め主流。 英国やフランス、オランダ、北欧諸国の機関投資家が多い。 ●SRIは欧州の総運用資産の約10%を占める。 ●SRIの運用資産は2005年の1兆ユーロから2009年に5兆ユーロに拡大。 
日本	4,054億円 (2010年12月)	公募投信が90%、 年金基金が10%、 株主行動が0.4% (09年時点)	●日本のSRIは個人投資家向けの公募投信が主。 ファンド数は増加傾向にあるが、運用資産残高が公募投信全体に占める割合は0.8%と限定的(09年9月末時点)。 ●年金基金のSRI運用はきわめて限定的で、日本のSRI残高が欧米に比べて少ない主因となっている。 

(出所) Social Investment Forum Foundation、SIFJ、EuroSIF公表の資料より大和総研資本市場調査部作成。

東アジア・東南アジア地域におけるCSR・ESG投資に関する動向①

- シンガポール:シンガポール証券取引所が上場企業を対象にした持続可能性報告書作成ガイドラインを公表(2010年9月)。

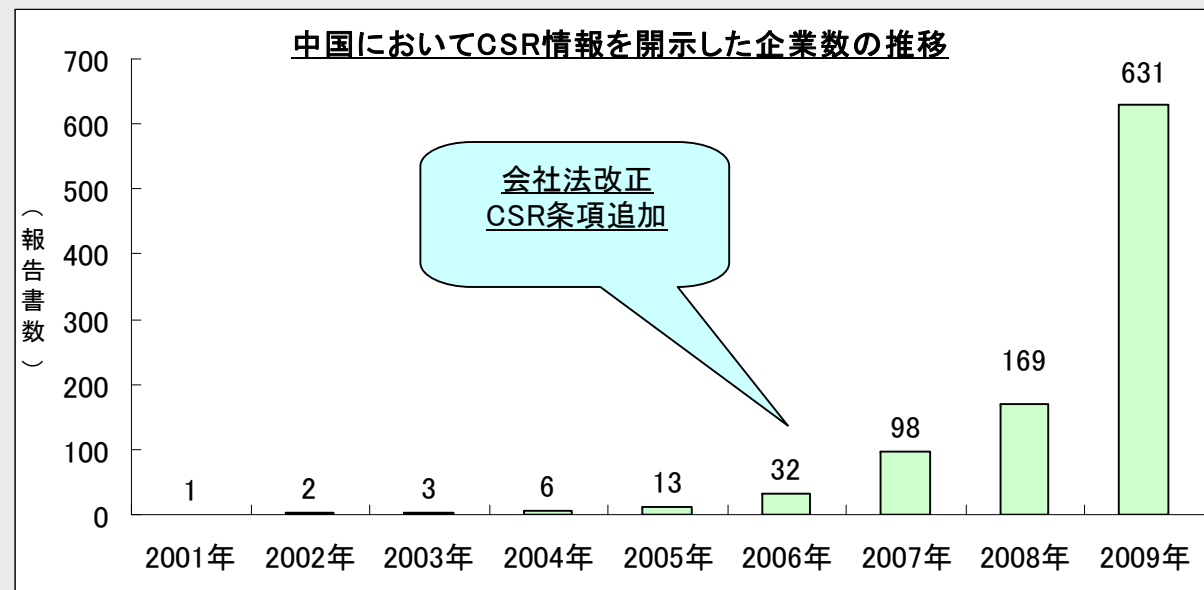
- インドネシア :インドネシア証券取引所(IDX) が生物多様性に関する財団と共同でSRIインデックスを組成(25銘柄)(2009年6月)

:エネルギー消費量の多い主要企業650社を対象に省エネを義務付け、取り組みの報告を求める(2011年2月)。
- マレーシア :BURSA MALAYSIA(マレーシア証券取引所)が上場企業に対して経営戦略にサステナビリティ(持続可能性)の要素を組み入れることを求める計画を開始。サステナビリティに関する企業向けガイドの作成などを行うほか、将来的にESGインデックスを組成する方針(2010年11月)。

- タイ :タイ証券取引所がCSR機構を設立、上場企業を対象にCSRの普及推進や活動支援を開始(2007年)。


東アジア・東南アジア地域におけるCSR・ESG投資に関する動向②

- ベトナム
 :2011年に省エネ法を施行、エネルギー消費量の多い企業に省エネを義務付けると同時に、省エネラベリング制度を導入する予定。
- 中国
 :2006年に会社法を改正、CSR条項を追加。これを受けて深圳証券取引所が上場企業を対象にCSRガイドラインを作成、公表(2006年)し、上海証券取引所は環境保護への取り組みと環境保護情報の開示に関するガイドラインを公表(2008年)した。2008年には上海証券取引所がESGインデックスを組成、上場し、2010年には深圳証券取引所もESGインデックスを組成。

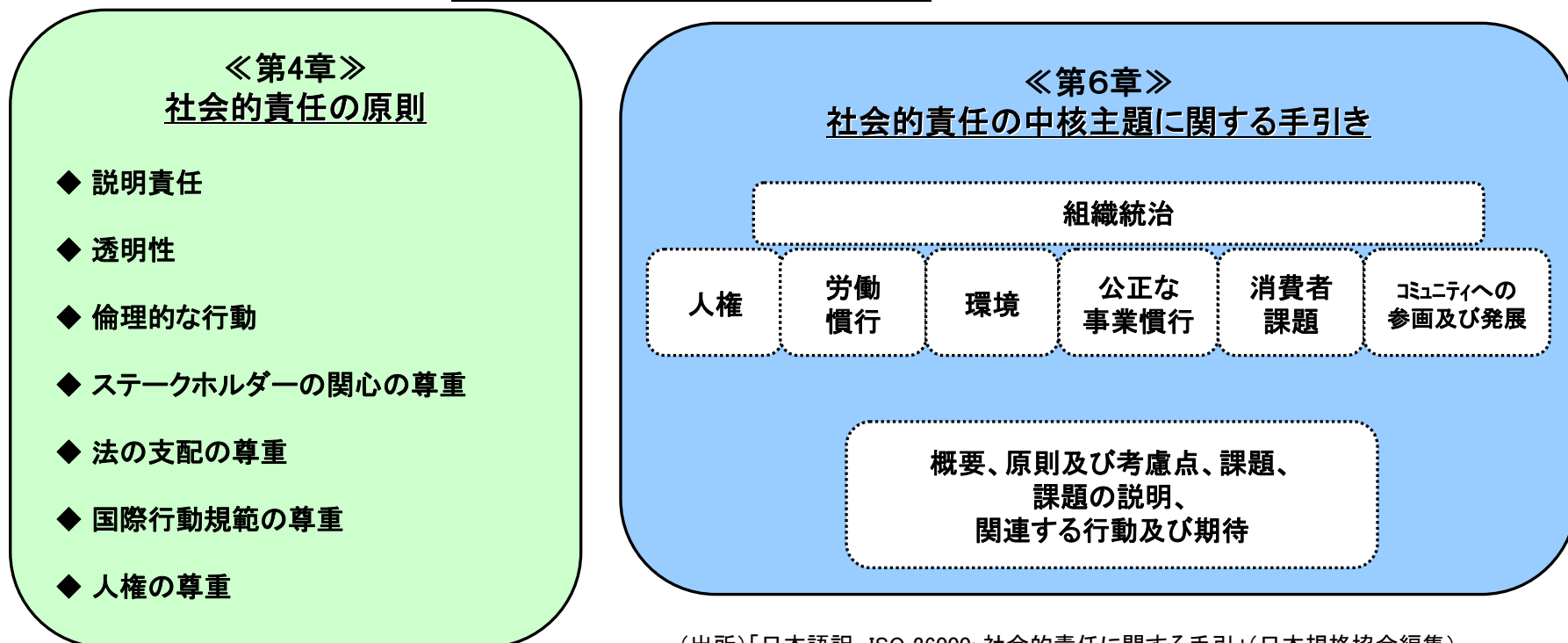


(出所)《WTO経済導刊》企業社会責任発展センター「中国企業社会責任研究(2001-2009)」などに基づき大和総研資本市場調査部作成

社会的責任の国際規格であるISO 26000の発行

- ・ 国際標準化機関(ISO)により策定された社会的責任(SR)の国際規格(2010年11月発行)
- ・ 2001年の検討開始以来、世界各国(99カ国)の政府・産業界・労働団体・消費者団体・NGO・有識者が策定に参加。
- ・ 社会的責任の7つの原則と中核主題が国際的な合意事項となる(下記参照)。
- ・ 企業だけでなく、あらゆる種類の組織に向けた社会的責任の手引書となることが期待される。

ISO 26000の第4章と第6章の内容



(出所)「日本語訳 ISO 26000: 社会的責任に関する手引」(日本規格協会編集)

4. 公共経営とCSRを考える

公共経営とCSRを考える

- これまでに紹介してきたCSR (または社会的責任:SR)の要素は、民間企業だけでなく、公的な企業(または公益事業)にも必要とされるのではないか。
- 公共事業体と一般企業のCSRでは異なる部分があるのか。もしくは、公益事業体が特に対応を求められる分野(部分または要素)が存在するのかが論点となる。
- 公共部門が提供してきたサービスが私企業により提供されることになった場合、公益事業体には「**公益性の確保**」が求められる。
- 一方で、株主などにより収益性を求められる可能性も高まり、「**公益性**」と「**収益性**」の双方を求められると考えられる。
- そのため、政府・自治体による公共規制に従い、公正かつ効率的な経営を行うためのガバナンス体制の構築が重要となる。



民間による公共サービスの提供としての「コミュニティビジネス」

- 先に紹介した民営化と社会的責任を巡るケースが生じている一方で、公共性の高いサービス（公共サービス）が民間事業者を通じて提供される「**コミュニティビジネス**」（またはソーシャルビジネス）に注目が集まっている。

《定義》

- 地域住民が主体となって、地域資源を活用して地域の課題を解決する事業
- 「地域コミュニティで今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を生かして、地域住民が主体となって、自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていくコミュニティの活性化と元気づくりを目的にした事業活動」(※)

《特徴》

- 社会貢献とビジネスという2つの性質を持つ中間領域的なビジネス
- 地域課題の解決を目指すという理念のもとで事業を実施
- 利益追求を目的とせず、等身大の事業活動を継続して展開

《活動主体》

- 組織形態は個人事業、任意団体、NPO、会社、組合など様々である。

※細内信孝『コミュニティビジネス』中央大学出版部（1999年）

本資料記載の情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。

内容に関する一切の権利は(株)大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等をご遠慮ください。